

基礎研 レポート

2022年度の年金額は0.4%減額、2023年度は増額だが目減りの見込み (後編)2023年度は68歳前後の改定率が初めて相違する見込

年金総合リサーチセンター公的年金調査室長・上席研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

2022年1月21日、2022年度の公的年金額は前年度比-0.4%の減額、と公表された。この減額を背景として、3月には年金生活者等を対象にした5000円程度の「臨時特別給付金」を与党が提言したが、現時点では事実上の見送りとなっている。

2022年度の公的年金の最初の支払日（6月15日、4～5月分）を控え、後編（本稿）では前編（別稿）で確認した改定ルールが2022年度分の改定でどう機能したかを確認し、2023年度分以降の見通しを考察する。

1 —— 2022年度分の年金額改定：現役の賃金と同様に-0.4%の減額。給付調整は再度繰越

ここでは、前編で確認した年金額改定のルール（図表1）が、2022年度分の改定でどのように機能したかを確認する。

1 | 本来の改定率：新型コロナ禍による賃金低下が影響したが、3年平均を使用するため影響は緩和

本来の改定ルールでは、物価変動率（厳密には前年(暦年)の物価上昇率）が-0.2%、賃金変動率（厳密には名目手取り賃金変動率）が-0.4%となったため、図表2の(4)に該当した。このため本来の改定率は、67歳まで/68歳からの双方とも賃金変動率(-0.4%)となった¹。仮に2021年度から適用された制度改正が行われていなければ、67歳まで/68歳からのどちらの改定率も-0.2%となって年金財政が悪化する方向に影響していたが²、制度改正の効果で年金財政への影響は中立的になった。

本来の改定率の決定に使用される賃金変動率（名目手取り賃金変動率）は、「前年(暦年)の物価上昇率+実質賃金変動率(2～4年度前の平均)+可処分所得割合変化率(3年度前)」で計算される。この計算過程を示したのが、図表3である。

¹ 厳密には、「67歳まで」は「67歳になる年度まで」、「68歳から」は「68歳になる年度から」を指す。以下同じ。前編 p.2 参照。

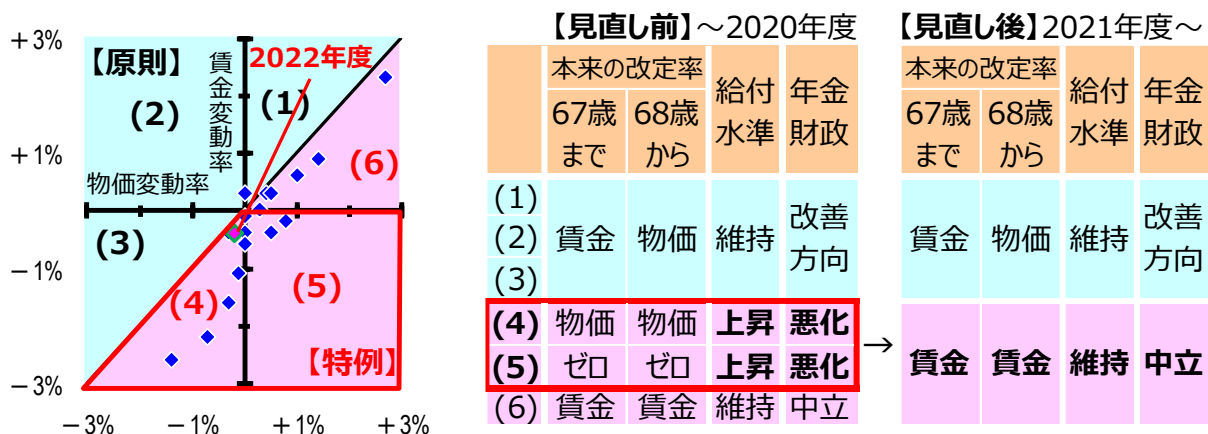
² 年金財政の支出を左右する年金額の改定率が、年金財政の収入を左右する賃金上昇率よりも高くなるため。前編 p.3 参照。

図表1 前編(別稿)で確認した年金額の改定ルール(2021年度以降の概要)

- 年金額の改定率(全体像)
- =本来の改定率
 - +年金財政健全化のための調整率(いわゆるマクロ経済スライドのスライド調整率)
- ※ただし、上記の計算結果がマイナスの場合にはマイナス部分を適用せずに繰り越し、本来の改定率がマイナスの場合には調整率をまったく適用せずにすべて繰り越す(67歳まで/68歳から ごと)。
- 本来の改定率
- ・67歳になる年度まで
 - =名目手取り賃金変動率
 - =前年(暦年)の物価上昇率
 - +実質賃金変動率(2~4年度前の平均)
 - +可処分所得割合変化率(3年度前)
 - ・68歳になる年度から
 - =前年(暦年)の物価上昇率(消費者物価指数の上昇率)と名目手取り賃金変動率の、いずれか低い方
- 年金財政健全化のための調整率(マクロ経済スライドのスライド調整率)
- =公的年金加入者数の変動率(2~4年度前の平均)
 - 引退世代の余命の伸びを勘案した率(0.3%)
 - +前年度の未調整分(繰越分(いわゆるキャリーオーバー分)、67歳まで/68歳から ごと)

(注1) 本稿では変化率(%)の加減算で表しているが、厳密には1を基準とした値の掛け算で計算される。
 (注2) 年金財政健全化のための調整率(マクロ経済スライドのスライド調整率)は、少子化の影響で基本的にマイナス。2016年の法改正で、後述する方法で作成した調整率がプラスになった場合はゼロ%に置き換えることになった。
 (注3) 本来の改定率が67歳になる年度までと68歳になる年度からで異なるのは、標準の(繰上げや繰下げがない)受給開始年齢が65歳であることを考慮し、64歳時点までの実質手取り賃金変動率(実質賃金変動率(2~4年度前の平均)+可処分所得割合変化率(3年度前))が年金額に反映されるよう、受給開始後でも67歳になる年度までは名目手取り賃金変動率(前年(暦年)の物価上昇率+実質手取り賃金変動率)が適用されるためである。
 (注4) 厳密には、68歳になる年度の「前年度の未調整分」には67歳になる年度の「67歳になる年度まで」の未調整分が用いられ、以後は「68歳になる年度から」の未調整分で更新される。このため、未調整分が存在する場合には生年度によって改定率が異なる可能性がある。

図表2 本来の改定ルールの全体像(原則と特例)



(注1) 厳密には、上記の「67歳まで」は「67歳になる年度まで」、「68歳から」は「68歳になる年度から」を指す。
 (注2) 厳密には、上記の「賃金変動率」と「賃金」は名目手取り賃金変動率、「物価」は物価変動率を指す(図表1参照)。
 (注3) 赤枠は、年金財政が悪化する方向に影響するパターンを指す。

図表3 本来の改定率の計算過程

改定の年度	①	②				③	①×②×③	④	
	物価変動率	実質賃金変動率 (性・年齢構成調整後)				可処分所得 割合変化率	①×②×③ 名目手取り 賃金変動率	本来の改定率(調整前)	
	前年(暦年)	(幾何平均)	4年度前	3年度前	2年度前	3年度前	当年度	67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から
2015年度	+2.7%	-0.2%	+0.2%	-0.5%	-0.3%	-0.2%	+2.3%	+2.3%	+2.3%
2016年度	+0.8%	-0.8%	-0.5%	-0.3%	-1.6%	-0.2%	-0.2%	0.0%	0.0%
2017年度	-0.1%	-0.8%	-0.3%	-1.6%	-0.5%	-0.2%	-1.1%	-0.1%	-0.1%
2018年度	+0.5%	-0.7%	-1.6%	-0.5%	+0.1%	-0.2%	-0.4%	0.0%	0.0%
2019年度	+1.0%	-0.2%	-0.5%	+0.1%	-0.2%	-0.2%	+0.6%	+0.6%	+0.6%
2020年度	+0.5%	-0.1%	+0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	+0.3%	+0.3%	+0.3%
2021年度	0.0%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	+0.1%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
2022年度	-0.2%	-0.2%	-0.2%	+0.1%	-0.5%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%

(注1) 実質賃金変動率の内訳は、下記の資料から筆者が計算した値。

(資料) 総務省統計局「消費者物価指数」、厚生労働省年金局「厚生年金保険法第79条の8第2項に基づくGPIFにかかる管理積立金の管理及び運用の状況についての評価の結果」、厚生労働省年金局「年金額改定について」(それぞれ各年)

計算要素の1つである前年(暦年)の物価変動率(図表3の①の列)は、消費者物価指数(総合)の値(-0.2%)が用いられる³。

実質賃金変動率(図表3の②の列)は、2~4年度前の名目の賃金変動率を各年(暦年)の物価上昇率で割って実質化した値である⁴。ここで言う賃金は厚生年金の保険料や年金額の計算に用いられる標準報酬⁵であり、変動率は性・年齢別の人員構成が変化した影響を除去した値が用いられる⁶。2022年度の改定率には2018~2020年度の実質賃金変動率の平均が使用され、2年度前に当たる2020年度が新型コロナ禍の影響で-0.5%となった影響で、3年度平均でも-0.2%のマイナスとなった。

可処分所得割合変化率(図表3の③の列)は、可処分所得という名称が付いてはいるが、具体的には厚生年金の保険料率の引上げに伴う可処分所得の変化を反映するための項目である。2022年度の改定率に使用される可処分所得変化率は3年度前の2019年度の値になるが、厚生年金の保険料率は2017年9月に引上げが終了しているため、ゼロ%である。

これらの要素を掛け合わせた結果、2022年度の改定率に使用される賃金変動率(名目手取り賃金変動率)は-0.4%となり、これに図表2のルールを適用して、前述した本来の改定率が計算される(図表3の④の列)。

総じて見れば、本来の改定率が67歳まで/68歳からともに-0.4%となったのは、新型コロナ禍の影響で2020年度の実質賃金変動率が-0.5%となった影響が大きい。ただし、実質賃金変動率は3年度平均を用いる仕組みのため、新型コロナ禍が部分的にしか(大雑把に言えば3分の1だけ)現れずに済んだ、とも言える。この-0.5%が2023~2024年度の改定率にも影響する点には留意が必要だが、2022年度の改定率は制度の狙いが上手く発揮されたケースと言えるだろう。

³ このため、年金額の改定率は前年(暦年)の物価上昇率が発表される日(1月19日を含む週の金曜日)に公表される。

⁴ 賃金変動率は年度ベースで物価変動率は暦年ベースと時期が食い違っているが、この方法で計算した実質賃金変動率に暦年の物価変動率を掛けて本来の改定率を計算するため、問題はないと考えられる。

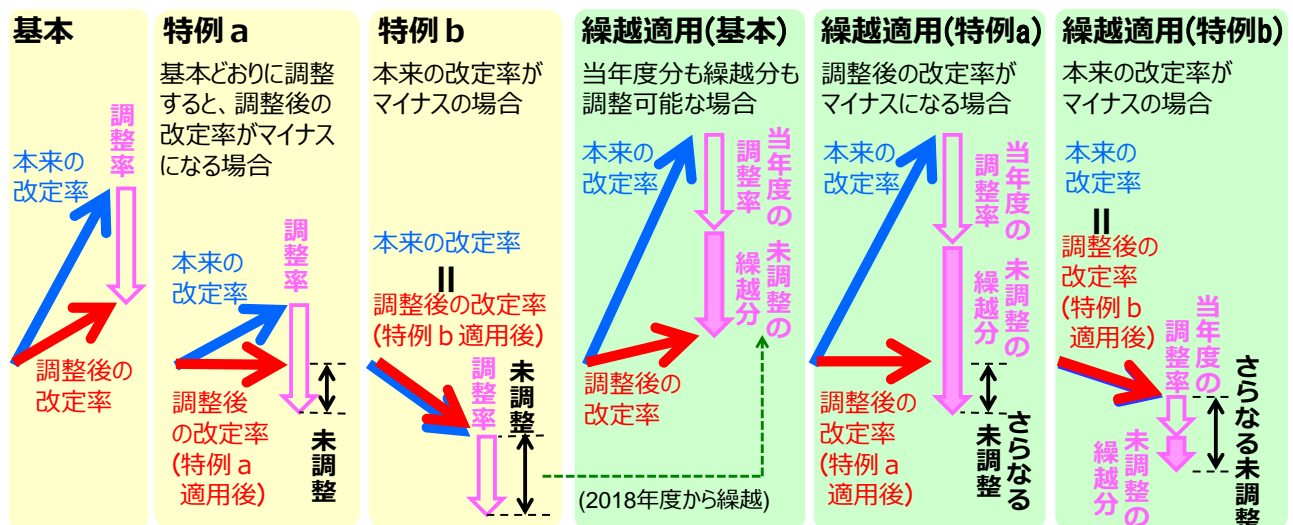
⁵ 標準報酬は、標準報酬月額と標準賞与額の年度合計。標準報酬月額は報酬月額をいくつかの段階に定型化したものであり、現在は8.8~65万円の32段階に分かれている。後述するように、原則としては年1回改定される。標準賞与額は、賞与の千円未満を切り捨て、上限を150万円とした値である。

⁶ これらの影響で、賃金上昇率として参照されることが多い毎月勤労統計から計算される値とは一致しない。

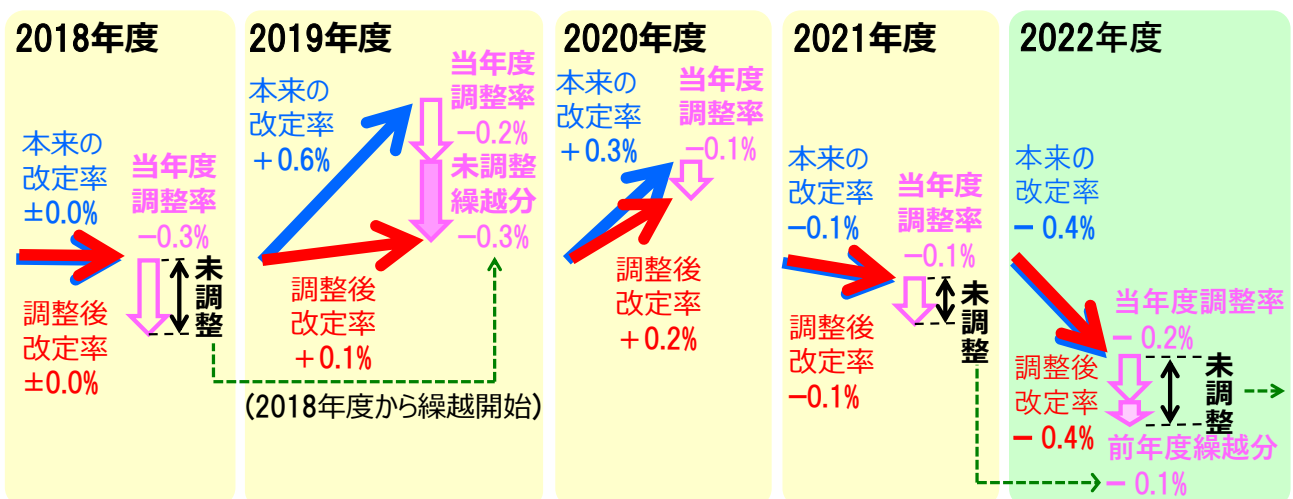
2 | 年金財政健全化のための調整ルール：本来の改定率がマイナスのため適用されず

年金財政健全化のための調整ルール（いわゆるマクロ経済スライド）は、前述のように本来の改定率が67歳まで/68歳からともにマイナスとなったため、両者とも図表4の繰越適用(特例b)に該当し、調整率が適用されなかった。この結果、2022年度の改定率は、67歳まで/68歳からともに、本来の改定率と同じ-0.4%となった。名目の年金額は前年比で減額となるが、調整率が適用されないため実質的な価値は基本的に維持されていると言えよう⁷。なお、適用されなかった調整率(-0.3%)は、翌年度に繰り越された（図表5右）。

図表4 年金財政健全化のための調整ルール(いわゆるマクロ経済スライド)のイメージ (2016年改正後)



図表5 年金財政健全化のための調整ルール(いわゆるマクロ経済スライド)の適用状況(近年分)



⁷ 厳密には、賃金変動と物価変動のどちら（もしくは他の指標）を基準とするかによって実質的な価値は変わる。また、物価変動を反映しているとは言え前年(暦年)の物価変動率であるため、実際の年金受給者は実質的な価値が維持されていると感じにくいかも知れない。しかし、ここでは大雑把に理解するため、調整率が適用されなければ実質的な価値が維持されていると評価した。

年金財政健全化のための調整率(いわゆるマクロ経済スライドの調整率)の計算過程を示したのが、図表6である。調整率は、当年度の調整率と前年度から繰越された調整率の合計である。当年度の調整率は「公的年金加入者数の増加率(2～4年度前の平均)－引退世代の余命の伸びを勘案した率(0.3%)」で計算され、前年度から繰越された調整率は図表4のルールで計算される。

調整率の計算に使用される公的年金加入者数の変動率(図表6の⑤の列)は、2～4年度前の平均である。ここで言う公的年金の加入者数は、国民年金の第1号被保険者と厚生年金の被保険者と国民年金の第3号被保険者であり、年度内の各月末の人数を平均した値(年度間平均)が用いられる。公的年金の加入者数が国民年金の第1～3号被保険者の合計となっていないのは、国民年金の第2号被保険者には厚生年金被保険者のうち65歳以上の人(老齢基礎年金の受給者となり得る年齢の人)が含まれないためである。国民年金の第1号被保険者と第3号被保険者の対象年齢は20～59歳だが、厚生年金被保険者の対象年齢は69歳までであるため、高齢期の就労が進展して60代の厚生年金加入者が増えれば公的年金加入者数は増加する可能性がある⁸。

2022年度の当年度分の調整率には、2018～2020年度の公的年金加入者数の変動率の平均が使用される。2年度前に当たる2020年度は新型コロナ禍の影響があったためか-0.1%の微減となったが、近年は60代の厚生年金加入者の増加によって公的年金加入者数は微増が続いていたため⁹、3年度平均では+0.1%になった(図表6の⑤の列)。ここから引退世代の余命の伸びを勘案した率(0.3%)が差し引かれ(厳密には掛け合わされ)、2022年度の当年度分の調整率は-0.2%となった。これに2021年度から繰り越された調整率(-0.1%)を加えた-0.3%が、特例に該当しなければ適用されていた調整率である。しかし、前述のように本来の改定率がマイナスとなったため、調整率(-0.3%)は適用されず、翌年度に繰り越された。

図表6 年金財政健全化のための調整(いわゆるマクロ経済スライド)の計算過程

改定の年度	⑤ 公的年金加入者数の変動率 (年度間平均)				⑥	⑤×⑥	⑦		⑧		④～⑦の積÷⑧	
	(幾何平均)	4年度前	3年度前	2年度前	平均余命 の伸び率 固定値	当年度分 調整率 当年度	前年度からの繰越分		調整後の改定率		繰り越す調整率	
							67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から	67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から	67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から
2015年度	-0.6%	-0.7%	-0.8%	-0.3%	-0.3%	-0.9%	-	-	+1.4%	+1.4%	-	-
2016年度	-0.4%	-0.8%	-0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.7%	-	-	0.0%	0.0%	-	-
2017年度	-0.2%	-0.3%	-0.1%	-0.2%	-0.3%	-0.5%	-	-	-0.1%	-0.1%	-	-
2018年度	0.0%	-0.1%	-0.2%	+0.3%	-0.3%	-0.3%	-	-	0.0%	0.0%	-0.3%	-0.3%
2019年度	+0.1%	-0.2%	+0.3%	+0.2%	-0.3%	-0.2%	-0.3%	-0.3%	+0.1%	+0.1%	-0.0%	-0.0%
2020年度	+0.2%	+0.3%	+0.2%	+0.1%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	+0.2%	+0.2%	-0.0%	-0.0%
2021年度	+0.2%	+0.2%	+0.1%	+0.3%	-0.3%	-0.1%	0.0%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%	-0.1%
2022年度	+0.1%	+0.1%	+0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%

(注1) 公的年金加入者数の変動率の内訳は、下記の資料から筆者が推計した値(制度上は、2年度前の加入者数を5年度前の加入者数で除した値の3乗根として計算される)。⑥平均寿命の伸び率の欄は、計算過程を掛け算で示すためにマイナスにした値を載せた。最右列の表頭にある④は、図表3の④の列を指す。

(資料) 厚生労働省年金局「年金額改定について」(各年)、社会保障審議会数理部会資料(各回)

⁸ なお、パート労働者等に対する厚生年金の適用拡大によって20～59歳の厚生年金加入者が増加しても、公的年金の加入者数には影響しない。20～59歳で厚生年金に加入する人は、国民年金の第1号または第3号被保険者からの移行であり、厚生年金に加入する前から公的年金の加入者数に含まれているためである。他方で、厚生年金の適用拡大によって60代の厚生年金加入者が増えれば、公的年金加入者数の増加に寄与する。実際に、厚生年金加入者のうちパート労働者(短時間労働者)の性・年齢分布を見ると、特に男性においては60代の比率が高い。しかし、厚生年金加入者のうち短時間労働者の60代は男女計で16万人に過ぎないため、公的年金加入者数全体(約6700万人)に対しては限定的な影響に留まる。

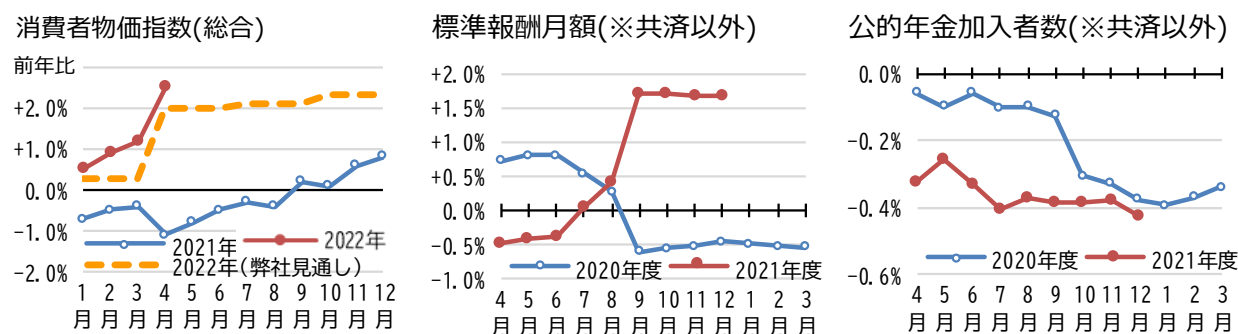
⁹ 中嶋邦夫(2017)「最近の雇用情勢と公的年金財政への影響」『年金ストラテジー』Vol.255、参照。

2 —— 2023年度以降の見通し：2023年度は物価上昇を受けて増額改定だが、実質的には目減り

1 | 改定に関係する指標の動向と見通し：物価は上昇が継続。賃金は前年の反動で大きめの上昇

年金額改定に関する経済動向を確認すると、図表7のようにになっている。

図表7 年金額改定に関する経済動向



(注1) 年金額の改定には共済年金の標準報酬や加入者数も影響するが、月次の状況を把握できないため共済以外を参照した。
(資料) 総務省統計局「消費者物価指数」、厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金事業状況(事業月報)」(各月)

物価変動率は、2021年12月までの動向が2022年度の改定に反映されており、2023年度の改定に影響する2022年(暦年)の動向は4か月分の実績しか公表されていない。弊社の経済見通し(2022年5月19日公表版、四半期ごと)では、物価高対策の影響もありエネルギー価格の伸びは頭打ちとなるものの、食料品や日用品で価格転嫁の動きが広がり、2022年中は2%程度の伸びが続くと見ている¹⁰。5月20日に公表された4月の実績は+2.5%と弊社の見通しを上回っているが、5月以降は弊社の見通しどおりだと仮定すると、2022年(暦年)の物価上昇率は+1.9%となる。

賃金変動率は、年金額改定に用いられる賃金が年金保険料や年金額の計算に使う標準報酬であることに加え、性別や年齢構成等の変化の影響を除去して上昇率が計算されるため、正確な把握が難しい。標準報酬の構成要素の大部分を占める標準報酬月額は、通常は4~6月の給与をもとに9月に定額改定されるが、大幅な給与の変化が3か月続けば4か月目から随時改定される。さらに2020年度からは新型コロナ禍による休業手当の支給等を考慮して大幅な変化の翌月の特例改定が認められており、本稿執筆時点で2022年6月分までの継続が決定している¹¹。

現時点で把握可能な標準報酬月額(共済以外)の動向を見ると、2021年4~6月分は前年同月比でマイナスだったものの、その後は増加に転じ、定額改定後の9~1月分は前年同月比+1.7%程度で推移している。2020年度では定額改定後の増加率がほぼ横ばいだったことを考慮して、2022年2月以降の前年同月比も2022年1月と同じだと仮定すると、2021年度平均は+0.9%となる。また、標準報酬のもう1つの構成要素である標準賞与(共済以外)は、対象者数が特に多い2021年の6・7・12月の加重平均で

¹⁰ 斎藤太郎(2022)「2022・2023年度経済見通し(22年5月)」『Weeklyエコノミスト・レター』2022-05-19。

¹¹ 日本年金機構 Web ページ(<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0810.html>、最終閲覧2022/5/26)。

前年同期比+1.5%となっている。この2要素（標準報酬月額(共済以外)と標準賞与(共済以外)) 以外に、共済年金分の標準報酬月額と標準賞与、性・年齢構成等の変化の影響の除去も考慮する必要があるが、これらは把握できていないため、ここでは前述の2要素から2021年度の標準報酬の変動率を+1.2%と仮定する^{12,13}。この+1.2%は名目の変動率であるため、2021年(暦年)の物価上昇率-0.2%で実質化した+1.4%を、2021年度の実質標準報酬の変動率と仮定する。

公的年金の加入者（共済以外）は、2021年4～6月に前年比-0.3%程度で推移し、7～12月には同-0.4%程度で推移している。2022年1月以降の前年同月比も2021年12月と同じだと仮定すると、2021年度平均では-0.4%となる。共済年金の状況は把握できていないため、2021年度の公的年金加入者数の変動率を-0.4%と仮定する。

2 | 年金額改定率の粗い見通し

今後の動向は不透明だが、当面の動向が今後の年金額に影響する過程を確認するために、改定率の粗い見通しを試算した（図表8）。

図表8 年金額改定率の粗い見通し(筆者試算)

○本来の改定率の計算過程

改定の年度	①	②				③	①×②×③	④	
	物価変動率	実質賃金変動率 (性・年齢構成調整後)				可処分所得 割合変化率	名目手取り 賃金変動率	本来の改定率(調整前)	
	前年(暦年)	(幾何平均)	4年度前	3年度前	2年度前	3年度前	当年度	67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から
2022年度	-0.2%	-0.2%	-0.2%	+0.1%	-0.5%	0.0%	-0.4%	-0.4%	-0.4%
2023年度	+1.9%	+0.3%	+0.1%	-0.5%	+1.4%	0.0%	+2.2%	+2.2%	+1.9%
2024年度	+1.1%	+0.4%	-0.5%	+1.4%	+0.3%	0.0%	+1.5%	+1.5%	+1.1%
2025年度	+0.8%	+0.7%	+1.4%	+0.3%	+0.5%	0.0%	+1.5%	+1.5%	+0.8%
2026年度	+0.8%	+0.5%	+0.3%	+0.5%	+0.7%	0.0%	+1.3%	+1.3%	+0.8%
2027年度	+0.8%	+0.6%	+0.5%	+0.7%	+0.7%	0.0%	+1.4%	+1.4%	+0.8%

○年金財政健全化のための調整(いわゆるマクロ経済スライド)の計算過程

改定の年度	⑤				⑥	⑤×⑥	⑦		⑧		④～⑦の積÷⑧	
	公的年金加入者数の変動率 (年度間平均)	平均余命 の伸び率			当年度分 調整率	前年度からの繰越分		調整後の改定率		繰り越す調整率		
	(幾何平均)	4年度前	3年度前	2年度前	固定値	当年度	67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から	67歳到 年度まで	68歳到 年度から	67歳到達 年度まで	68歳到達 年度から
2022年度	+0.1%	+0.1%	+0.3%	-0.1%	-0.3%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.4%	-0.4%	-0.3%	-0.3%
2023年度	-0.1%	+0.3%	-0.1%	-0.4%	-0.3%	-0.4%	-0.3%	-0.3%	+1.5%	+1.2%	0.0%	0.0%
2024年度	-0.4%	-0.1%	-0.4%	-0.7%	-0.3%	-0.7%	0.0%	0.0%	+0.8%	+0.4%	0.0%	0.0%
2025年度	-0.6%	-0.4%	-0.7%	-0.7%	-0.3%	-0.9%	0.0%	0.0%	+0.6%	0.0%	0.0%	-0.1%
2026年度	-0.7%	-0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.3%	-1.0%	0.0%	-0.1%	+0.3%	0.0%	0.0%	-0.3%
2027年度	-0.8%	-0.7%	-0.8%	-0.9%	-0.3%	-1.1%	0.0%	-0.3%	+0.3%	0.0%	0.0%	-0.6%

(注1) 2022年度改定は実績(⑤公的年金加入者数の変動率の内訳は推計)。①物価変動率の2023～2024年度改定はニッセイ基礎研究所の見通し(2022/5/19公表版)。②実質賃金変動率と⑤公的年金加入者数の変動率の2023年度改定の2年度前は、共済以外の2022/1までの実績から仮定(前節参照)。以降の仮定は、2019年財政検証のケースIV～Vの値。

(注2) 厳密には、68歳到達年度の前年度からの繰越分には67歳到達年度の「67歳到達年度まで」の繰越分が用いられ、以後は「68歳到達年度から」の繰越分で更新される。このため、未調整分が存在する場合には生年度によって改定率が異なる可能性がある。

(注3) ⑥平均寿命の伸び率の欄は、計算過程を掛け算で示すためにマイナスにした値を載せた。

(資料) 図表3と図表6の資料に加え、斎藤(2022)、厚生労働省年金局(2019)「財政検証詳細結果等(Zipファイル)」。

¹² 厚生年金の加入者数4513万人のうち共済年金の加入者数は466万人であるため(2020年度末)、共済年金を考慮しなくても大きな影響は生じない。なお、2020年度の実質賃金変動率は、同じ方法で計算した値が-0.2%、実績が-0.5%だった。

¹³ 標準報酬月額(共済以外)の総額と標準賞与(共済以外、6・7・12月分)の総額の合計を、標準報酬月額(共済以外)の対象者数の平均で除した値の対前年度比。

(1) 2023年度分の改定率(粗い見通し)の計算過程：68歳前後の改定率が初めて相違

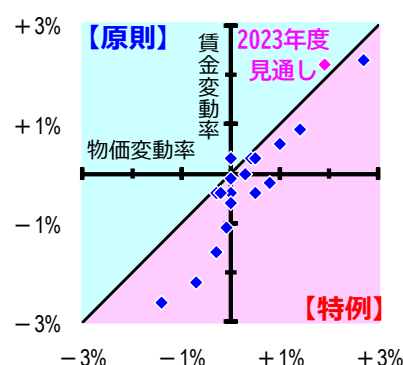
まず、2023年度の本来的改定率の計算過程を確認する（図表8の上段の2023年度の列）。物価変動率（図表8上段の①の列）は、前述した+1.9%(仮定)である。実質賃金変動率（図表8上段の②の列）は、3年度前が新型コロナ禍の影響で下落した-0.5%(実績)だが、2年度前がその反動で上昇した+1.4%(仮定)であるため、3年平均は+0.3%となる。可処分所得割合変化率は前述のとおりゼロ%であるため、本来の改定率の指標となる賃金変動率（名目手取り賃金変動率）は、物価変動率と実質賃金変動率を合計した（厳密には掛け合わせた）+2.2%となる。

本来の改定ルールは、賃金変動率(+2.2%)が物価変動率(+1.9%)を上回るため、原則に該当する（図表9の左）。原則に該当する場合の本来的改定率は、67歳までが賃金変動率(+2.2%)、68歳からが物価変動率(+1.9%)となり、両者が相違する（図表8上段の④の列）。これは、2000年改正で導入された年金財政健全化策が2004年改正後も継続されているためである¹⁴。賃金変動率が物価変動率を上回る状況は2005年度の改定の際にも見られたが、当時は2004年改正前の給付水準(特例水準)で年金額が計算されていた。そのため、実際に支給される年金額の計算過程で68歳前後の本来的改定率が異なるのは、2004年改正でこの仕組みが導入されてから初めてとなる。

年金財政健全化のための調整率（いわゆるマクロ経済スライドの調整率）のうち当年度分は、公的年金加入者数の変動率から引退世代の余命の伸びを勘案した率(0.3%)を差し引いた（厳密には掛け合わせた）率である。公的年金加入者数の変動率（図表8下段の⑤の列）は、4年度前にあたる2019年度は高齢期就労の進展で+0.3%(推計した実績)だったものの、新型コロナ禍のためか、3年度前にあたる2020年度は-0.1%(推計した実績)、2年度前にあたる2021年度は-0.4%(仮定)、と2年度連続でマイナスとなる影響で、3年度の平均は-0.1%となる。ここから引退世代の余命の伸びを勘案した率(0.3%)を差し引いた-0.4%が、2023年度の当年度分の調整率となる。これに、前年度からの繰越分（図表8下段の⑦の列）の-0.3%（67歳まで/68歳からとも。算出過程は図表6参照）を加えた-0.7%が、2023年度に適用すべき調整率となる。

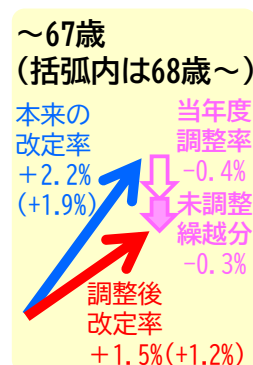
図表9 2023年度の見通しにおける改定ルールの適用イメージ

○本来の改定ルール



	原則	特例
経済状況	賃金 ∨ 物価	賃金 ∧ 物価
本来の改定率		
～67歳	賃金	賃金
68歳～	物価	賃金
年金財政改善への影響	方向	中立

○年金財政健全化のための調整 (いわゆるマクロ経済スライド)



(注1) 厳密には、上記の「～67歳」は「67歳になる年度まで」、「68歳～」は「68歳になる年度から」を指す。

(注2) 厳密には、上記の「賃金変動率」と「賃金」は名目手取り賃金変動率、「物価」は物価変動率を指す（図表1参照）。

¹⁴ 前編 p.2参照。

年金財政健全化のための調整（いわゆるマクロ経済スライド）の適用は、67歳まで/68歳からともに本来の改定率が適用すべき調整率（の絶対値）を上回っているため、適用すべき調整率がすべて適用された（図表9の左）。この結果、実際の年金額に反映される調整後の改定率は、67歳までが+1.5%、68歳からが+1.2%となり（図表8下段の⑧の列）、翌年度へ繰り越す調整率は67歳まで/68歳からともにゼロ%となった（図表8下段の最右列）。

(2) 2023年度分の改定率(粗い見通し)の注目点：名目は増額するが、実質は目減り。68歳前後で相違

2023年度分の改定率の見通しのポイントは、次の3点と言える。

第1のポイントは、物価上昇率を反映してプラスとなり、年金額が前年よりも増額される点である。2022年3月には、物価が上昇する中で2022年度の改定率が-0.4%となったことを背景に、与党から年金生活者等を対象にした5000円程度の「臨時特別給付金」の支給が提言された。しかし、年金額改定のルールによれば、2022年度の物価上昇は2023年度の年金額改定に反映される。物価上昇の反映が約1年遅れになる問題はあるが、マイナス幅が0.4%と小さく¹⁵、高齢世帯の平均貯蓄額は2000万円程度（うち流動性のある預貯金が500万円程度）であることを考えれば¹⁶、全員一律に給付する必要性はそれほど高くないと言えよう。

一方で、第2のポイントは年金額の実質的な価値が低下する点である。前述した粗い見通しでは、前年(暦年)の物価変動率が+1.9%、賃金の伸び(名目手取り賃金変動率)が+2.2%という状況下で、調整後の改定率は67歳までが+1.5%、68歳からが+1.2%にとどまる。名目の年金額は増えるものの、物価の伸びや賃金の伸びには追いついていないため、実質的な価値が目減りすることになる。年金受給者にとって厳しい内容に思えるが、今年度の年金額は来年度以降の年金額のベースとなるため、この目減りは将来世代にも厳しい内容と言える。しかし、調整率（いわゆるマクロ経済スライド）という形で少子化や長寿化の影響を吸収して年金財政を健全化させ、将来世代の給付水準のさらなる低下をなるべく抑え、これを通じて世代間の不公平をなるべく縮小する、という制度の意義を理解して、受け入れる必要がある^{17,18}。

第3のポイントは、67歳までと68歳からで改定率が異なる点である。元をたどれば2000年改正で導入された仕組みであり、「昔に計画された道路の工事が、今になって始まった」ような印象を受けるかも知れない。しかし、年金財政の将来見通しはこの仕組みを前提に計算されており、この仕組みがなければ年金財政が現在の見通しよりも悪化して、将来の給付水準をさらに低下させる必要が生じる。その一方で、現役世代の賃金の伸びよりも低い率で改定されることで、68歳以後の生活水準が社会全体の中で相対的に貧困化する懸念もある¹⁹。この仕組みの実施に当たっては、同じ条件で計算した新規

¹⁵ 仮に年金月額が20万円とすると、その0.4%は月額800円である。

¹⁶ 総務省統計局「2019年全国家計構造調査」によると、65歳以上の無職の世帯員がいる世帯のうち65歳以上の夫婦のみの世帯の平均では、金融資産残高が1920万円、うち通貨性預貯金が473万円、となっている。

¹⁷ この仕組み（いわゆるマクロ経済スライド）の意義は、前編 p.4参照。

¹⁸ もし、調整率による目減り分を臨時給付金などで補えば、その財源は国債に頼らざるを得ず、結果として将来世代の負担が増して世代間不公平の悪化につながる。

¹⁹ 絶対的貧困が最低限の生存の維持が困難な状態を指すのに対して、相対的貧困は社会の大多数よりも貧しい状態を指す。具体的には、等価可処分所得が全体の中央値の半額を下回る世帯を指すことが多い。可処分所得の全体の中央値は現役世代の賃金の伸びにある程度連動すると考えられるため、現役世代の賃金の伸びを下回る改定率だと相対的な貧困に近づくことになる。

裁定者（新しく年金を受取り始める人）の年金額と比べて8割以下の水準になる場合には68歳以後も67歳以前と同じ改定率を使用すること（いわゆる8割ルール）が、国会審議における大臣答弁で示されている²⁰。しかし、新しく年金を受取り始める人の年金額自体が、前述した調整（いわゆるマクロ経済スライド）によって現役世代の賃金の伸びよりも低い率で改定され、相対的に貧困化する方向に向かっている。そのため68歳以後の生活水準は、8割ルールが存在するとしても新しく年金を受取り始める人よりもさらに相対的に貧困化する懸念がある。今回の改定を機に、この仕組みの再確認や対応策の可否に関する議論が進むことを期待したい²¹。

(3) 2024年度分以降の注目点：68歳前後で改定率が相違する状況が続き、調整率の繰越幅にも差が発生

2024年度分以降の見通しは、値自体はかなりの不確実性を伴うが、改定ルールの適用において次の事象が起こる可能性を示唆している。

第1に、67歳までと68歳からで改定率が異なる状況が、当面は続く可能性である（図表8下段の⑧の列）。今後の賃金上昇は不透明だが、少なくとも2025年度分の改定率までは2021年度の実質賃金変動率の見通し(+1.4%)が影響する（図表8上段）。このため、実質賃金変動率の3年度平均がプラスとなり、賃金変動率（名目程度李賃金変動率）が物価変動率を上回って本来の改定ルールの原則が適用される可能性がある（図表9左）。67歳までと68歳からで改定率が異なる状況は、2023年度に初めて起こりそうな事象ではあるが、必ずしもまれな事象ではない点に注意する必要がある。

第2に、67歳までと68歳からで繰り越す調整率が異なる可能性である（図表8下段最右列の2025年度以降の箇所）。前述のように、67歳までと68歳からで改定率が異なる状況では、68歳からの改定率が67歳までの改定率よりも小さくなる。この状況で調整率が68歳からの改定率よりも大きい場合には、68歳からの改定率では図表4の特例aに該当して、調整率の繰越が発生する。一方、67歳までの改定率では、特例に該当せず繰越が発生しなかったり、特例aに該当しても68歳からの改定率よりも繰越幅が小さくなる。この結果、新規裁定者（新しく年金を受取り始める人）では調整が進んで実質的な年金の水準が下がる一方で、既裁定者（既に年金を受け取っている人）では調整があまり進まないことになる。この点だけ見れば68歳以後の受給者が有利に思えるが、68歳からの改定率は67歳までの改定率よりも小さくなるため、マクロ経済スライドによる調整があまり効かなくても本来の改定ルールの影響で68歳以後の実質的な年金の水準は下がっていく。2つの影響があるため複雑だが、いずれにせよ、67歳までと68歳からで改定率が異なる状況では68歳以後の年金額は現役世代の賃金の伸びよりも低い率で改定される、という点には留意する必要がある。

(4) 将来的な留意点：マクロ経済スライドの調整率が-1.5%程度に拡大

さらに将来の年金額改定については、年金財政健全化のための調整率（マクロ経済スライドのスライド調整率）が現在よりも拡大するなる、という点に注意する必要がある。図表10は、厚生労働省が

²⁰ 社会保障審議会年金部会(2014.10.15)資料1 p.7下段の坂口厚生労働大臣答弁。

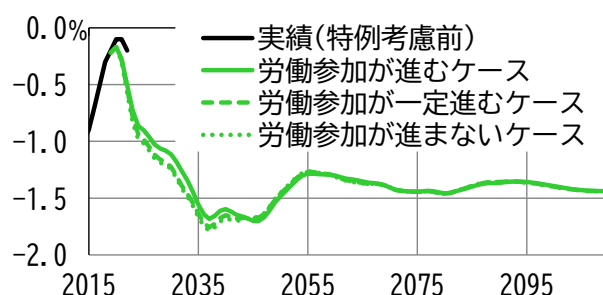
²¹ 対応策としては、67歳までと68歳からで改定率が異なる仕組みの廃止という全員に対する一律の対策のほか、相対的貧困に陥りそうな低所得高齢者や低年金者に着目した対策が考えられる。他方で、後述するように68歳以後の改定率では67歳までと比べて調整率（いわゆるマクロ経済スライド）が効きにくい仕組みになっており、何らかの対策が必要なほどには大きな問題が生じない可能性もある。

2019年の将来見通しで使用した調整率の見通しである。近年は60代前半の就労が段階的に進む影響で公的年金加入者が微増し、調整率は0.0～-0.5%程度になっている²²。しかし、段階的な進展が一巡して多くの人々が65歳まで働く状況になると、過去の少子化の影響が表面化して-1.5%程度の調整率になる。

このように調整率(絶対値)が大きい状況では、図表4の特例 a に該当して年金財政の健全化ペースが落ちる可能性が高くなる。政府の将来見通しには特例に該当する影響も反映されているが、より早期の健全化を目指す観点から、マクロ経済スライドの特例を廃止して常時完全適用(いわゆるフル適用、もしくはフル発動)を求める意見もある²³。しかし、マクロ経済スライドの特例を廃止すると、68歳以後の受給者は、本来の改定ルールによる実質的な目減りとマクロ経済スライドによる実質的な目減りの両方の影響を受けるため、相対的に貧困化する懸念が現行制度よりも大きくなる。

他方で、現行制度には政治的なリスクもある。特例 a に該当する状況が続けば、未調整の繰越分が累積していく。大幅に累積した状況で消費税率の引上げなどで物価が上がった場合、物価が大幅に上がる中で年金の改定率を大幅に抑えることになるため、年金受給者からの反対や、実際に生活水準が大きく低下して困窮する受給者がでてくる可能性がある。そういった状況では、制度どおりに調整するかが政治問題になる可能性がある。

図表10 年金財政健全化のための調整率(マクロ経済スライドのスライド調整率)の見通し(当年度分)



(注1) いずれも、特例による部分適用や前年度からの繰越しを考慮していない値。
(資料) 厚生労働省年金局(2019)「財政検証詳細結果等(Zipファイル)」。

3 —— 総括：現役世代と高齢世代の相互理解を期待

本稿(後編)では、前編(別稿)で確認した改定ルールが2022年度の改定でどう機能したかを確認し、2023年度以降の見通しを考察した。

2022年度の年金額は前年度比-0.4%の減額となった。物価が上昇する中での減額改定であり、受給者にとってはある程度の痛みを伴う改定である。しかし、現役世代も同様の痛み(物価が上昇する中での賃金低下)を受けており、いわば痛み分けの形になっている。ただし、年金財政の健全化に必要な調整が先送りされて将来の給付水準のさらなる低下につながっている点には、留意する必要がある。

²² 当年度の調整率(特例考慮前)は、公的年金加入者数の変動率(2～4年度前の平均)-引退世代の余命の伸びを勘案した率(0.3%)、で計算される

²³ 例えば、日本経済団体連合会(2019)「経済成長・財政・社会保障の一体改革による安心の確保に向けて：経済構造改革に関する提言」p.40.

2023年度の年金額は、筆者の粗い試算に基づけば、67歳までが+1.5%程度、68歳からが+1.2%程度の増額となる見通しである。年金額の改定では前年(暦年)の物価上昇率を参照するため、2022年の物価上昇は2023年度の年金額に反映される。しかし68歳以後の受給者は、本来の改定率が現役世代の賃金の伸びを下回る物価上昇率になるため、相対的に貧困化する方向へ影響を受ける。加えて、改定率がプラスになる場合には年金財政健全化のための調整（いわゆるマクロ経済スライド）が発動されるため、年金額は名目では増額となるものの実質的な価値が低下する。

現役世代は、高齢世代が物価や賃金の伸びを下回る年金の伸びを受け入れることで、将来の給付水準の低下が抑えられることに思いをはせる必要があるだろう。一方で高齢世代は、物価や賃金の伸びが低い場合には年金財政の健全化に必要な調整が先送りされ、将来の給付水準のさらなる低下につながることを理解する必要があるだろう。両者の相互理解が進むことを期待したい。